

建築材料等判断基準WGにおける検討について

1. これまでの建築材料等判断基準WGにおける検討の概要

平成 25 年 5 月、民生部門における省エネルギーを一層推進する観点から、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止の用に供される建築材料（熱損失防止建築材料）を対象としたトップランナー制度（以下「建材トップランナー制度」という。）の導入等を内容とする「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律」が成立した。

これを受け、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会に建築材料等判断基準WGを設置し、同WGにおける第 1 回（平成 25 年 10 月 1 日）及び第 2 回（平成 25 年 10 月 18 日）の検討を経て、建材トップランナー制度の運用に関する原則（以下「建材トップランナー原則」という。）を策定するとともに、同制度の対象となる建築材料として「外壁等を使用される断熱材」及び「窓に使用されるガラス及びサッシ」を選定した。また、断熱材に関する建材トップランナー制度の詳細についても審議を行い、断熱材のトップランナー制度は平成 25 年 12 月に施行された。

2. 当面の建築材料等判断基準WGにおける審議事項（案）

前回の建築材料等判断基準WGで、建材トップランナー制度の対象とすべき建築材料とされたサッシ及びガラスについて、以下の具体的事項について審議を行う。

○第 3 回WGにおける審議事項

- ① 建材トップランナー制度の対象となるサッシ及びガラスの選定
- ② サッシ及びガラスに関する以下の具体的事項
 - 1) 建材トップランナー制度の対象範囲
 - 2) 熱損失防止性能及びその測定方法
 - 3) 目標年度、区分及び目標基準値の設定方法

○第 4 回WGにおける審議事項

- ① サッシ及びガラスに関する以下の具体的事項
 - 1) 具体的な目標基準値
 - 2) 熱損失防止性能の表示事項
- ② とりまとめ案